

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	輸出入貿易管理令の一部を改正する政令案
規制の名称	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等
規制の区分	新設、 改正(拡充、緩和) 、廃止
担当部局	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
評価実施時期	令和4年8月
簡素化した規制の事前評価の該当	①簡素化した規制の事前評価の該当要件 iii
規制の目的、内容及び必要性	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>大量破壊兵器等1の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等2に関連する貨物及び技術については、約40カ国が参加する国際輸出管理レジーム3において、毎年各国が協議して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象とする貨物及び技術の内容を合意している。</p> <p>昨年の国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を規制対象に追加及び削除することが合意され、我が国も合意国としてそれらの貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを行う必要がある。仮に規制対象外となった合意内容を措置しない場合、企業等に過剰な規制を行うこととなり、我が国経済の健全な発展の妨げとなる。</p> <p>なお、昨年の国際輸出管理レジームの合意を受けて、政令改正の対象等とする貨物は以下のとおりであり、いずれも輸出事業者等に対して大きな影響はない。</p> <p>【規制対象に追加】 三酸化ガリウム又はダイヤモンドの基板(我が国においては、研究開発段階にあり、今後実用化がされる見込みであるため、新たに規制対象に追加しても、現時点で大きな影響はないと考えられる。)</p> <p>【規制対象から削除】 ふっ化シリコーン油を主成分とする潤滑剤の材料</p> <p>1大量破壊兵器等：核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。 2開発等：開発、設計、製造、使用。 3国際輸出管理レジーム：NSG(核関連)、AG(生物・化学兵器関連)、MTCR(ミサイル関連)、WA(通常兵器関連)。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>国際的な安全保障環境を維持、強化する必要性は益々高まっており、軍事利用可能な貨物、技術が懸念国・組織に流出することを防止することが必要。このためには、これらの貨物、技術を有する国々が協議して輸出管理を行うことが必要であり、仮に一部でも規制が緩ければ、そこを迂回拠点として国際的な管理の枠組みが機能しなくなる。</p> <p>このため、他国と同様の措置として、外為法に基づく輸出許可制を採る必要があり、また、国際合意の内容を適切に反映するための改正が不可欠であり、国際輸出管理レジームの参加国である我が国の責務である。</p> <p>なお、今次の改正は、国際輸出レジームで合意事項をそのまま反映するものであり、裁量の余地はない。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>④「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>【遵守費用】 今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術のうち、新たに規制対象となる貨物及び技術について、企業等における遵守費用として、許可申請手続きに係る作業コストの増加が見込まれる。他方、上記作業に係る事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的な分析が困難である。</p> <p>なお、企業において許可を得るための作業コストは1件当たり約29,500円※と推計される。</p> <p>※ 許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。 作業時間 5時間×2名=10時間 約2,950円=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和2年)の平均給与額(年間))4,957千円÷(労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)1,685時間(以下同じ)) 10時間×約2,950円=約29,500円</p> <p>【行政費用】 外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たに規制対象となる貨物及び技術について、説明会等を通じた企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等が必要となるが、これまでの審査業務等の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。</p> <p>経済産業省本省職員による説明会を開催(3回程度)した場合、説明会業務に1人で約90分を要すると仮定すると、時給(約2,600円(※))×1人×90分/60分×3回=約11,700円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。</p> <p>また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務1件辺りに要する人員数、作業数を1人で120分と仮定すると、時給(約2,600円(※))×1人×120分=約3,120円が1件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。</p> <p>※414,729円(国家公務員(全職員)の平均給与月額)÷(8時間×5日×4週)=約2,600円(平均給与月額は「令和3年国家公務員給与等実態調査の結果概要(令和3年人事院)」より)</p> <p>(行政費用)</p> <p>⑤規制緩和の場合、モニタリングの必要性など「行政費用」の増加の可能性に留意 規制対象外となることが合意された貨物及び技術については、技術革新等により国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることがないとして合意されたものであり、これにより悪影響等は発生せず、モニタリング等も不要なことから、行政費用は発生しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑥当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <p>今回の新たな輸出規制によって、輸出先国・地域や貨物及び技術の内容次第では不許可となり、貨物等が輸出できなくなる場合があり、事業者の輸出活動が制限される可能性があるが、規制の目的たる国際的な平和及び安全の維持の妨げ、具体的には大量破壊兵器等に使用されないことを確認するため、競争力等に係る事業者への影響を必要最小限の規制と考える。</p>
その他の関連事項	<p>⑦評価の活用状況等の明記</p> <p>特になし。</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑧事後評価の実施時期の明記</p> <p>国際輸出管理レジームにおいて、国際協力的な輸出管理の規制対象となる貨物及び技術の見直しにかかる検討は毎年実施されている。これに合わせ、我が国でもおおよそ1年に1回の頻度で関係法令の見直しが必要となっているため、施行後1年後を目処に事後評価を実施する。</p> <p>⑨事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</p> <p>国際輸出管理レジームの会合等において、最新の技術動向を把握しつつ、毎年検討されている規制対象となる貨物及び技術の見直しに係る合意形成の過程で国内の事業者意見に聞く際、今回の改正によって、国際的な不整合が生じていないかについて、レビューを行うこととする。</p>
備考	